平成２２年（フ）第５９０号
兵庫県高砂市時光寺町９番１―509号
債務者　織井　猛三
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５９１号
兵庫県加古川市平岡町一色597番地の７ファミーユハイツＡ―８―１―３号
債務者　織井寿美子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７３７号
兵庫県姫路市別所町別所1685番地１ラ・メゾンカンフレ101号
債務者　加藤　宏子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４２号
兵庫県姫路市砥堀412番地
債務者　栃原　隆弘
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７９２号
兵庫県姫路市砥堀404番地１　砥堀市営住宅１棟110号
債務者　坂本カツ子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７９６号
兵庫県姫路市夢前町護持581番地、従前の住所兵庫県姫路市青山３丁目20番５―５号
債務者　三浦　智子（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７６８号
広島市佐伯区湯来町大字白砂3527番地２
債務者　速水　聖子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８２号
広島市安佐南区祇園３丁目５番12号、申立時の住所広島市安佐南区大町西１丁目４番35号
債務者　酒井　雄大
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５６号
広島市安佐北区安佐町大字久地1297番地の７
債務者　向山　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８１号
広島市佐伯区八幡１丁目14番９号
債務者　高須　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４号
香川県善通寺市善通寺町2001番地１
債務者　北戸　幸子（旧姓高尾）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８２３号
福岡県古賀市小竹344番地１
債務者　柳田　直美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５６９号
福岡市博多区麦野４丁目17番10号
債務者　近藤　　明
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９５号
福岡市南区高宮２丁目18番６号
債務者　安達　雅子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６８号
福岡市南区老司１丁目35番６号
債務者　三原　秀樹
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８７３号
福岡市博多区東那珂３丁目９番27―504号
債務者　岡　　義久
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８９４号
福岡市西区周船寺３丁目16番１―304号
債務者　山口十四郎
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９３２号
福岡県朝倉市大庭1429番地１
債務者　浦　　幸喜
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部